

業務仕様書

1 業務名

月寒体育館駐車場柵・テニスコートフェンス保全業務

2 業務目的

月寒体育館の駐車場の柵及びテニスコートのフェンスについて、腐食による破損が著しいことから、補強及び一部部材の更新を行う。

3 履行場所

月寒体育館（札幌市豊平区月寒東1条8丁目）

4 履行期間

契約締結日から令和5年1月31日(火)まで

※履行期間内にマニフェスト伝票(E 票も含む)の写しを提出し、完了期限までに最終処分が終了したことを示すこと

5 業務内容

(1) 駐車場柵保全

・施工位置は別紙「駐車場柵図面」参照。

1)既存フェンス撤去 9枚

2)新設フェンス設置

ア.新設支柱設置 8本

・既存基礎ブロックに穴をあけ、オールアンカーで新設支柱を固定する。

[材料]

フェンス用支柱センター用 H850、溶融亜鉛メッキ、粉体塗装(白色) 5本

フェンス用支柱端部用 H850、溶融亜鉛メッキ、粉体塗装(白色) 3本

オールアンカー M12、長さ100mm、溶融亜鉛メッキ 1式

イ.新設フェンスパネル設置 9枚

・既存フェンスの支柱又は新設支柱にフェンスパネルを固定する。

・既存フェンスの支柱への固定は、アングルピースを取付けて行う。

[材料]

既存フェンスへのパネル固定用アングルピース 溶融亜鉛メッキ、粉体塗装(白色) 14個

フェンス用パネル H800×L2000、溶融亜鉛メッキ、粉体塗装(白色) 1枚

フェンス用パネル傾斜用 A H800×L2000、溶融亜鉛メッキ、粉体塗装(白色) 1枚

フェンス用パネル傾斜用 B H800×L1985、溶融亜鉛メッキ、粉体塗装(白色) 1枚

フェンス用パネル傾斜用 C H800×L1790、溶融亜鉛メッキ、粉体塗装(白色) 1枚

フェンス用パネル傾斜用 D H800×L1800、溶融亜鉛メッキ、粉体塗装(白色) 1枚

3)既存フェンス塗替え

- ア.下地調整(RB 種) 70m
- イ.再塗装(さび止め塗装 1 回、上塗 2 回) 70m
- ウ.穴部金属パテ埋め 1 箇所

4)産業廃棄物処理

5)養生・清掃

(2) テニスコートフェンス保全

1)補強材取付 8 か所

- ・施工位置、詳細図は別紙「テニスコートフェンス図面」参照。
- ・腐食が著しいテニスコートフェンスの既存支柱について、補強材で擁壁に固定する。
- ・補強材は、フェンスを支持している擁壁及び既存フェンス支柱(100 角)に穴をあけ、オールアンカー及びボルトで固定する。

[材料]

- Z 型曲げプレート PL-9 mm、溶融亜鉛メッキ 8 個
- L 型曲げプレート PL-9mm、溶融亜鉛メッキ 16 個
- オールアンカー M12、長さ 100 mm、溶融亜鉛メッキ
(Z 型プレート 2 本/箇所、L 型プレート 1 本/箇所) 1 式
- 接続ボルト M12x140 溶融亜鉛メッキ品(Z 型プレート 1 本/箇所、L 型プレート 1 本/2 箇所) 1 式

6 産業廃棄物処理

- (1) 関係法令に基づき産業廃棄物として適正に処理を行うこととし、処理先は原則として札幌市内の処理施設とすること。
- (2) 産業廃棄物の処理を行ったものは、マニフェスト伝票の写しを提出することとし、原本は法律に基づき排出事業者が5年間保存すること。また、広域認定処理を行ったものについては、管理票の写しを提出すること。

7 提出書類

以下のとおり提出すること。

提出時期	書類名	備考
現場着手前	工程表	担当職員の承諾を受けた後に現場着手すること
	業務計画書	
	フェンス製作図又はカタログ	
完了時	写真帳 マニフェスト伝票の写し 完了届	CD-R 等にて電子データも提出すること 書類を綴じる際は見出し等を付け分かりやすくすること マニフェストは、履行期間内にE 票も含めて提出すること

※提出部数は原則各2部とするが、対象施設が複数の場合は業務全体をまとめた完成図書を1部と、各施設別にまとめた完成図書を1部ずつ提出すること。

※工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出すること。

※担当職員及び施設管理者等と協議した際には、協議簿を作成し担当職員に提出すること。

※写真撮影に際しては、作業内容、工程が具体的に掌握できるように撮影すること。

8 その他

- (1) 本作業に必要な仮設及び官公庁等への手続き等の費用は受託者にて負担すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、労働安全衛生法のほか関係法令を遵守すること。
- (3) 建物内部で使用する材料は、「札幌市公共建築物シックハウス対策指針」に適合するものを用いることとし、安全データシート等を事前に提出すること。
- (4) 石綿含有建材の除却及び処理にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築解体工事共通仕様書(平成31年版[平成31年5月改定])」に基づき作業を行うこと。
- (5) 契約後は関係者にて打合せ及び現場確認を実施し、業務計画書及び工程表を提出すること。また、業務の計画・実施にあたっては、開催イベントや施設利用者への影響を最小限に抑えるため、担当職員及び施設管理者と作業工程を十分打合せること。
- (6) 未使用機器等の電源切断の励行による節電、再生紙の積極利用など、環境に配慮した資源の利用に留意すること。
- (7) その他、業務の実施に関して疑義が生じた場合は、担当職員と打合せの上遺漏のないよう遂行すること。